

件名	愛媛県情報公開条例の一部を改正する条例
主管課	県民活動推進課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>愛媛県情報公開・個人情報保護審査会の機能に「情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関し必要な事項について調査審議する」機能を加える。</p> <p>(設置等)</p> <p>第23条 省略</p> <p>2 審査会は、前項に定めるもののほか、<u>情報公開制度又は個人情報保護制度の運営に関し必要な事項について実施機関に意見を述べる</u>ことができる。</p> <p>3～6 省略</p> <p>(追加)</p>	
施行日	平成20年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>愛媛県情報公開・個人情報保護審査会について</p> <p>(1) 設置根拠 愛媛県情報公開条例第23条</p> <p>(2) 任務 公開決定等、開示決定等に対する不服申立て事案の審査(審査機能)や個人情報の取扱い制限に係る例外事項の承認(審議機能)を行う。</p> <p>(3) 委員構成 5人(学識経験者のうちから知事が委嘱する。)</p> <p>(4) 他県の設置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独立の検討組織を設置 7都府県</li> <li>・審査会に調査研究機能を付加 27道県</li> <li>・必要に応じて検討組織を設置 4県</li> <li>・その他(庁内組織等) 8県</li> </ul>	